

第3章 ドイツの新消滅時効法 ——改正時の議論を中心に

小樽商科大学准教授 齋藤由起

1 はじめに ——2002年改正の経緯と改正の対象

本稿は、2002年1月1日に施行された債務法の現代化に関する法律により、一般給付障害法、瑕疵担保法等とともに改正されたドイツ民法典（以下ではBGBという）の消滅時効法（BGB194条以下）⁽¹⁾について、改正時の議論の検討を通じてその全体像を明らかにし、わが国の法改正への一定の視座を獲得することを目的とする⁽²⁾。

1 改正の経緯

消滅時効に関する最初の包括的な改正提案は、1981年に公刊されたPeters/Zimmermannの鑑定意見に遡り⁽³⁾、その後、1992年の債務法改正委員会による最終報告書⁽⁴⁾、2000年8月の連邦司法省による債務法現代化法の討議草案、討議草案に対する激しい批判を受けて司法省により組織された著名な学者や実務家からなる作業部会によって討議草案を修正して作成された2001年3月の債務法現代化法草案の整理版、さらにこれを修正して2001年5月9日に連邦政府によって議決された政府草案⁽⁵⁾、法律委員会による若干の修正を経て⁽⁶⁾、同年11月26日に公布された。

改正の過程でPeters/Zimmermannの提案が一貫して議論の基礎となっており、また、2001年2月に採択されたランドー委員会のヨーロッパ契約法原則（PECL）第3部第14章（当時第17章）の時効モデル⁽⁷⁾が政府草案作成の審議に大きな影響を与えている⁽⁸⁾。この点につき、Zimmermann教授がドイツ消滅時効法改正の

作業部会の委員であり、かつ、PECL第14章の起草および比較法調査を担当していることを看過してはならず⁽⁹⁾、この観点からドイツの新法とPECLとの関係も興味深い。

2 改正の対象

ドイツの消滅時効（Verjährung）は、請求権を対象とし、その効果として義務者が給付を拒絶する抗弁権を取得する制度であるが、旧法の下では、①個々の請求権に応じて異なる時効期間の規定があり消滅時効法の体系が複雑であること⁽¹⁰⁾、②時効期間の長さ等が取引の要請に対応していないこと、③その実体と法律上の効果が一致していない中断事由があること、④BGB以外にも多数の時効規定があり混乱を招いていること、に基づき改正の必要性が認識されていた⁽¹¹⁾。そのため、これらの問題点の解消を目的とする本改正は、時効期間、起算点、中断・停止概念の再構成および停止事由の追加を中心に行われ（III 1・2）、また、時効に関する合意の許容される範囲も変更されているが（III 3）、時効の対象および効果については旧法が基本的に維持されている（III 4）。

II 本改正の基本的視点

まずは消滅時効の目的を概観し、本改正を分析するために重要だと思われる視点を抽出しておこう。

消滅時効の目的は、第1に、債務者を立証困難から保護し、また、債権者の権利不行使状態の継続によって債務者に生じるもはや弁済しなくてもよいとの信頼を保護することによって、

債務者を保護すること、第2に、期間経過によって請求権の存続および貫徹可能性に関する不確実性を終了させ、法取引の安定性と法的平和に資すること、である⁽¹²⁾。

このような目的を有する消滅時効は、法的には抗弁権を生じさせるにすぎないが、債権者にとっては事実上債権が消滅するに等しい重大な効果を生じるため、改正に際しては、時効期間の長さ、起算点、中断および停止事由を密接に関連づけて制度設計する必要がある、また、次の視点をも考慮に入れなければならない⁽¹³⁾。すなわち、(A)第1の目的と関連して、一定期間の経過によって債務者に時効による利益が与えられるのに対して、債権者には請求権を行使するための公正な機会が与えられなければならない。(B)一般的利益としての法的安定性の確保という第2の目的からは、ある請求権についてどの時効規定が適用されるか、ひいては時効システム全体についての見通しをよくすることが求められ、規定の単純性・明確性が要請される。

(A)「債務者と債権者の間の利益衡量」と(B)「法的安定性の確保」という2つの視点の両立は二重時効モデル（後述III 1）に最もよく投影されているが、両視点は常に両立し得るわけではない。2つの視点が衝突する場面でどのように調和を図られているかに着目しながら新消滅時効法を検討することは、2002年改正を評価し、また、PECLの時効モデルとの差異を明らかにするための重要な鍵となろう。

III 新消滅時効法の概要

消滅時効に関する規定は、BGB第1編総則第5章におかれ、第1節消滅時効の対象および期間（194～202条）、第2節消滅時効の停止、完成停止および新進行（203～213条）、第3節消滅時効の法律効果（214条～218条）の3つの節からなる。

1 期間および起算点

新法では、前述(B)の要請から、時効期間をできるだけ統一すべく、契約上の請求権であるか法定請求権であるか不法行為に基づく損害賠償請求権であるかにかかわらず、原則的にすべての請求権に適用される二重時効モデルを採用している。すなわち、

【新195条】（通常の時効期間）

通常の時効期間は、3年である。

【新199条】（通常の時効期間の開始及び最長期間）

通常の時効期間は、

- 一 請求権が発生し、かつ、
 - 二 債権者が請求権を基礎づける事情および債務者を知りまたは重過失がなければ知っていたはずの年の終了の時から起算する。
- 2 生命、身体、健康又は自由の侵害に基づく損害賠償請求権は、その発生及びその認識または重過失による不知にかかわらず、行為、義務違反又はその他損害を惹起する出来事から30年の消滅時効に服する。
 - 3 その他の損害賠償請求権は、
 - 一 認識又は重過失による不知にかかわらず、その発生から10年、又は、
 - 二 その発生及びその認識又は重過失による不知にかかわらず、行為、義務違反又はその他損害を惹起する出来事から30年の消滅時効に服する。このうちより早く終了する期間が基準となる。
 - 4 損害賠償請求権以外の請求権は、その認識又は重過失による不知にかかわらず、その発生から10年の消滅時効に服する。
 - 5 請求権が不作為を目的とするときは、発生の際に違反とする。

二重時効モデルは不法行為に基づく損害賠償請求権に関する旧852条1項を一般化したものであり、上限期間を消滅時効としないPECLのモデルとは異なる⁽¹⁴⁾。ただし、時効期間の統一化にも一定の限界があり、その特殊性に照らして通常の時効期間に押し込むのが適当でない請求権については、特別の消滅時効期間（新196条、197条）を設けている。

(ア) 原則——二重の時効期間

上述のように、二重時効モデルは、(1)請求権の発生、かつ請求権を基礎づける事情および債務者に関する債権者の認識を起算点（新199条1項）とする3年の通常の時効期間（新195条）、(2)請求権の発生時を起算点とする10年または30年の最長の時効期間（新199条2項～4項）、こ

の2つの時効を組み合わせたものである。

(1) 通常の時効期間

(a) 期間

旧法における通常の時効期間は30年であったが(旧195条)、判例上、2年または4年の短期消滅時効(旧196、197条)の適用範囲が拡大され、30年の期間は短期消滅時効規定の適用がない場合の受け皿としてしか機能していなかったため、通常の時効期間を3年に短縮するとともに(新195条)、これらの短期消滅時効を廃止した。

この期間について政府草案がPeters/Zimmermannの提案する2年ではなく3年を採用した主な理由としては、立法者の立法の余地を制約するECの製造物責任指令(85/374/EWG)に基づき制定された製造物責任法12条1項が、無過失責任の損害賠償請求権の時効期間を3年としているため、有責の場合をそれより短縮することは均衡を失うことが挙げられる⁽¹⁵⁾。

(b) 起算点

時効期間の短期化の引換えとして、債権者が請求権について認識する前に時効が完成してしまうことを防止するため、起算点を従来の請求権発生時(旧198条)ではなく、債権者の認識可能性を考慮するルールに変更した(主観化)。これに対して、起算点を客観的に履行期とした上で、債権者の主観的事情を停止事由として構成するPeters/Zimmermannの提案を、PECL14:301条が採用している。両者の違いは立証責任の分配に現れるが、ドイツの立法者は旧852条1項に従ってこれを起算点と構成した。

起算点に関するもう1つの重要な点は年末時効である。これはドイツに特有のルールであり、旧法では短期消滅時効に規定されていた(旧201条1文)。そのメリットは、①債権管理の省力化、②債権者の主観的事情に関する立証の負担の軽減、デメリットは、③履行期の到来時期によって時効期間について最大1年の延長効が生じる不公平さ、④裁判所等の負担が年末に集中すること、である。年末時効の採否はこれらの比較衡量によって決定された。政府草案は廃止を提案したが、法律委員会の前に開催された専門家公聴会において、もっぱら②を理由に通

常の消滅時効期間の起算点として、より一般的な形で、復活した⁽¹⁶⁾。現在では、上記②を理由に実務家から歓迎されているようである。

(2) 最長の消滅時効期間

客観的要件を起算点とする最長の消滅時効期間は、通常の時効期間だけでは主観的要件が満たされない限り時効が永久に完成しないおそれがあるため、法的安定性の確保の観点から設けられた。新199条2項ないし4項のうち、4項が一般規定、2項および3項が損害賠償請求権に関する特別規定であり、この両者は被侵害法益によって区別されている。故意による不法行為の場合に関する特別ルールはない⁽¹⁷⁾。

(a) 期間

最長の時効期間には10年と30年との2種類があるが、人身損害以外の場合に適用される10年(新199条3項・4項)は、旧法の通常の時効期間(旧195条)および不法行為に関する最長の時効期間(旧852条1項)であった30年の適用範囲をできるだけ限定する趣旨である。期間の短縮は債務者に有利に作用するが、10年でも債権者が知る前に請求権が時効にかかってしまう危険を受忍可能な程度まで減らすことができる。10年という期間は製造物責任法13条1項にも対応する。

これに対して、生命、身体、健康または自由の侵害の場合には、数年後になってはじめて認識可能な損害が生じることが稀でなく、10年では債権者に不利になりすぎるため、30年が維持されている(新199条2項)。同条項が所有権や財産権に適用されないことは明らかであるが、一般的人格権への適用の可否については、学説上争いがある⁽¹⁸⁾。

(b) 起算点

損害賠償請求権以外の請求権に関する最長の時効期間および人身損害以外の損害賠償請求権に関する10年の時効期間の起算点は請求権発生時であるが、損害賠償請求権に関する30年の時効期間の起算点は損害惹起行為の時点である。損害賠償請求権については行為と損害発生の時点が一致しない場合があるので、債務者に責任を追及される範囲についての確実性を与え、法的平和を確保するために絶対的な時点を起算点とするものであり、旧852条1項を引き継いだ。したがって、新199条2項によれば、たとえば、

アスベストによる健康被害のような損害遅発型の不法行為について、健康被害が行為の30年以上後に発生した場合には、損害賠償請求権は損害発生時にすでに消滅時効にかかっていることになる⁽¹⁹⁾。

なお、人身損害以外の損害賠償請求権は、通常の時効期間（新195条）と請求権発生時を起算点とする10年（新199条3項1号）と行為時を起算点とする30年（同条項2号）との三重の時効期間に服することになる。

(イ) 特別の消滅時効期間

(1) 土地に対する権利に関する請求権およびその反対給付請求権の時効期間は、請求権発生時から（新200条1文）10年である（新196条）。登記手続等に長時間を要するという土地に対する権利の特殊性が考慮されている。

(2) 所有権およびその他の物権に基づく返還請求権（新197条1項1号）、家族法および相続法上の請求権（2号）の時効期間は、請求権発生時または不作為請求権の場合には違反行為時（新200条）から30年である。なお、現在、新197条1項2号の廃止を含む法案が閣議の承認を経て連邦参議院に提出されている⁽²⁰⁾。

(3) 既判力をもって確定された請求権（新197条1項3号）、執行力ある和解または執行力ある証書に基づく請求権（4号）、破産手続における確定によって執行可能となった請求権（5号）、強制執行の費用償還請求権（6号）の時効期間は、判決確定等の時（新201条）から30年である。政府草案は、Peters/Zimmermannの10年案について、10年に短縮すると頻繁に時効を中断する必要があるため、債権者が債務者の財産状況が改善する前に成果のない執行を試みることによって司法の乏しい執行財源を必要以上に消耗させ、当事者の利益にも公共の利益にもならないことを理由に否定し、30年（旧218条1項）を維持した⁽²¹⁾。

2 停止事由および中断事由

(ア) 停止

停止には、停止事由が存続する期間を時効期間に算入しない単なる停止（進行停止、Hemmung）と請求権の行使を妨げる事由の喪失後一定の期間時効が完成しない完成停止（Ablaufhemmung）とがある⁽²²⁾。中断事由から停止

事由への移行（新204条）、停止事由の新設（新203・208条）によって、停止事由は大きく拡大した。

(1) 進行停止

(a) 権利行使による停止（新204条）

旧法では中断事由として構成されていた訴え提起等の権利行使は（旧209条）、停止事由に移行された。これはPeters/Zimmermannの提案に従ったものである。その理由は、請求が既判力ある名義に至る場合には確定請求権に関する長期の時効期間が与えられ、請求棄却に至る場合には請求権の不存在が確定するので、いずれの場合にも訴訟終了後にもとの時効を新たに進行させる意味がなく、また、訴え取下げや却下の場合には、中断を遡及的になかったものとし、債権者が取下げや却下の後6ヵ月以内に改めて訴え提起すると再び中断効を生じるとされていたが、これは内容からして停止であり、これを中断事由と構成することは体系的でない点にある⁽²³⁾。

(b) 交渉による停止（新203条）

時効は、当事者間で交渉が継続する間は停止し、交渉終了後3ヵ月を経過するまで完成しない。交渉による停止については、すでに不法行為に基づく損害賠償請求権（旧852条2項）、請負の瑕疵担保責任（旧639条）、旅行者の請求権（旧651g条2項）に規定があり、新203条は旧852条2項を一般化した。

交渉を停止事由とする趣旨は、①当事者間の交渉は訴訟回避という法政策的に望ましい目的を有するので、時効という時間的圧迫を受けずに行われるのが適切であること、②交渉に入って訴え提起を思いとどまらせている債務者が、後に交渉の間に時効が完成したことを理由に履行を拒絶してはならないというのが衡平の観点に合致すること、である。交渉終了後の完成停止は、交渉が突然打ち切られた場合に債権者に次の措置を講ずる準備期間を与えるために認められる。

これに対して、債権者の保護を図るには時効完成直前の交渉に停止の効果認めれば十分であること、また、進行停止とすることで時効期間が過度に相対化することを理由に、交渉を完成停止事由とすべきであるとの批判がある⁽²⁴⁾。PECL14:304条は完成停止事由とする。

「交渉」とは、請求権または請求権を基礎づける事情に関する当事者間または代理人間のあらゆる意見交換で足りると広く解され⁽²⁵⁾、その意見交換に基づいて債権者の要求が相手方から終局的に拒絶されるまで継続する。交渉の開始と終了については、きわめて多様な交渉の種類や方法を1つの型に押し込むことは不可能であるとして明文化されていない。債権者から交渉を持ちかけられた債務者がこれを無視または拒絶する場合には交渉は開始しない。交渉によって債権者に当該請求権を裁判上追及する必要がないとの信頼が生まれることが、停止の効果を生じさせる重要な根拠だからである。

(c) 性的自己決定権侵害に基づく請求権についての停止 (新208条)

性的自己決定権の侵害に基づく請求権の時効は、債権者が満21歳になるまで、また、消滅時効の開始時に債権者と債務者とが同一の家族共同体にある場合には、家族的共同体の終了まで停止する。同条は、子どもの性的自己決定権侵害に基づく損害賠償請求権が被害者が未成年の間に時効にかかる可能性を排除し、請求権を行使するか否かを成人後の被害者自身に決定させる趣旨である。しかし、新208条が適用される請求権の基礎は必ずしも性的自己決定権の保護を目的とするものでなくてよく、性的自己決定権侵害の結果生じるすべての請求権が含まれるので、同条の構成要件の輪郭が曖昧すぎるとの批判がある⁽²⁶⁾。

(d) その他の停止事由

給付拒絶権 (新205条)、不可抗力 (新206条)、家族およびそれに類似した理由 (新207条) に大きな変更はない。

(2) 完成停止

不完全行為能力者 (新210条)、遺産 (新211条) に大きな変更はない。

(1) 新起算 (新212条)

時効が一定の事由に基づき新たに進行を開始することにつき、中断 (Unterbrechung) よりも適切な概念として、Erneuerung (Peters/Zimmermann)、Erneuter Beginn (債務法改正委員会) を経て、「Neubeginn」 (新212条) が採用された。本稿では新起算の訳語を用いる。新起算が認められるのは、①債務者による承認 (新212条1項1号)、②執行行為の着手または申

立て (同条項2号) に限られる。なお、通常の時効期間に服する請求権の新起算による新たな起算点は、年末 (新199条1項2号) ではなく中断事由が終了した時点である⁽²⁷⁾。

3 消滅時効に関する合意

故意に基づく責任の場合には予め法律行為によって時効の完成を容易にすることはできず (新202条1項)、法定の起算点から30年を超えて時効の完成を困難にすることはできない (同条2項)。

旧法では、時効完成を容易にする合意は認められたが、売主・請負人の瑕疵担保責任の場合 (旧477条1項等) を除き、消滅時効の排除および完成を困難にする合意は禁止されていた (旧225条)。しかし、判例上、時効期間延長の合意や法律に定めのない停止または中断事由を追加する合意は無効とされてきたものの (134条)、支払猶予、弁済期の延期による起算点の延期、不訴求特約のように時効完成を間接的に困難にする合意は有効とされてきたことから⁽²⁸⁾、かかる合意の必要性が認められ、明文化に至った (新202条2項)。30年という上限は法的安定性と法的平和の観点から設けられた。新202条は禁止規定 (134条) であるが、判例上、30年を超える期間の合意がなされた場合には、法定の30年が無効な合意に代わるとされる⁽²⁹⁾。

時効の完成を容易にする合意は新法でも原則的に認められる (新202条1項)。時効期間を短縮する場合の下限は、PECL14:601条 (1年) とは異なり、設定されていないが、約款でなされる場合には新307、309条10号の制限に服する。

改正によって時効に関する当事者の私的自治は拡大されているが、同条はむしろ多様な請求権について時効期間を統一し、また、期間を短期化したことによって個々の場面で生じ得る不当な結果を回避するために、当事者が各場面に応じて時効期間を形成する余地を認めたという色彩が強い⁽³⁰⁾。

4 対象および効果

対象および効果について大きな改正はないが、これらはドイツの消滅時効法の特徴を示すものであるので、確認しておこう。

(ア) 対象

消滅時効の対象は請求権（Anspruch）であり（新194条1項）、所有権に基づく返還請求権も消滅時効にかかるが（新197条1項1号）⁽³¹⁾、新194条2項、758条、898条、902条、928条、2042条、に基づく請求権等は例外である。

(イ) 効果

時効完成によって義務者は給付拒絶権を獲得する（新214条1項）。消滅時効は債務者保護のための制度であるから、援用するか否かは債務者の判断に委ねられ、職権で顧慮されてはならない。消滅時効に関する釈明（ドイツ民事訴訟法〔以下ではZPOという〕139条）も認められず（ZPO138・139条）、裁判官の忌避の対象となる（ZPO42条2項）⁽³²⁾。時効によって実体権自体は消滅しないので、時効完成を知らないで給付された物の返還請求は認められず、時効完成を知らずになされた承認、担保の供与も有効であり（新214条2項）、被担保債権の消滅時効は担保権に影響しない（新216条）⁽³³⁾。

不給付または契約不適合に基づく解除は、給付請求権または追完給付請求権が時効にかかり、債務者が援用する場合には、無効となる（新218条）。形成権は本来時効にかからないが、履行請求権が時効を理由に貫徹され得ない場合には、解除権も行使し得ないとするのが正当であるため、請求権の消滅時効が解除権に影響を及ぼすものとして新設された。

IV 若干の考察

1 新消滅時効法の特徴

時効期間の統一化、短期化、起算点の主観化は近年の時効法立法における世界的な傾向であることが指摘されているが⁽³⁴⁾、以上にみてきたように、ドイツの改正もまさにこの流れに沿う形で行われた。これらのことを前述IIの(A)「債務者と債権者の間の利益衡量」と(B)「法的安定性の確保」という2つの視点を尊重しながら実現することが、改正過程で貫かれた基本姿勢である。その結果、①消滅時効期間を原則的に統一し、統一の限界を補充するものとして、特別の時効期間を別に定め、②消滅時効期間を短期化し、それと引換えに、③起算点の主観化を導入し、また、④たとえば交渉による停止のように新たな停止事由を追加することによって、

当事者間の利益を調整し、他方で、⑤通常の時効期間に重ねて客観的起算点を有する長期の時効期間を定めることによって、時効の計算可能性を確保した。さらに、⑥消滅時効に関する合意を広く認めることによって時効期間の統一化、短期化による弊害を緩和している。

このように新たに設計された新消滅時効法は、合意を広く認めることによって柔軟さを有する反面、旧法と同様の状態を作り出すことが可能であるという懸念を生じるとしても、基本ルールとしては統一化と短期化の要請を一定程度達成し、消滅時効法を債権者の権利行使を促進するモデルへと変容させており、この点は評価されるべきである。新消滅時効法は、一見するとPECLに飲み込まれてしまったかのようにみえる。たしかに、両者の立法・起草作業は、その先後はあるものの、同時期に進められ、いずれにもZimmermann教授が関わっていることから、相互に影響を及ぼしあっていることは推測できる。しかし、両者のモデル（PECLについては前掲注14参照）や個々の重要な点の違いを比較すると、視点(B)を徹底するPECLに対して、ドイツ新法は、両視点が拮抗する場面では、最終的に視点(A)を優先させている。ドイツ新法の2重時効モデルは旧852条1項に由来し、また、多くの条文において従来の判例法理が明文化されていることに鑑みると、本改正は、個々の点で間接的にヨーロッパ共同体の影響を受けているけれども、実はBGB制定以後のドイツの法発展および伝統に忠実であり、保守的であるかのような印象すら受ける。

そこで、新消滅時効法による実務への影響に目を向けると、最も大きな変更点であるように思われる通常の時効期間の30年から3年への短縮については、前述(III 1)のとおり、旧法のもとでは実質的に短期消滅時効が広く通用していたため大きな影響はなく、むしろ「受け皿」という役割に着目すると、人身損害以外の損害賠償請求権や他の請求権の最長期間が10年になったこと（新199条3項・4項）のインパクトの方が大きいようである。

2 改正後の課題

——さらなる統一化に向けて

改正の主たる目的である時効期間の統一化は

完全には達成されていない。とりわけBGB以外の約80の法律に130以上あることが指摘されてきた時効の特則規定については手つかずであった。このうち19の法律について、2004年12月15日に施行された債務法現代化法に対する時効規定の調整に関する法律⁽³⁵⁾によって、通常の消滅時効との調整が図られた。また、相続法および消滅時効法の改正に関する法律の政府草案が2008年2月1日に閣議で承認され、参議院に提出されている。同法案は、新197条1項2号の廃止をはじめ、家族・相続法に関する特則規定をできる限り通常の消滅時効に適合させようとするものである⁽³⁶⁾。このように消滅時効法の改革は2002年改正によって完結していない。

3 日本法への示唆

2002年改正の中でわが国の改正論議にとって最も興味深い点は、①認識可能時から3年の時効期間と客観的起算点を有する長期の時効期間とを組み合わせた2重時効モデルを基本とし、他方で、②当事者の合意による時効期間の短縮および延長を認めて柔軟性を確保している点であろう。

しかし、わが国の多数の短期消滅時効(169条ないし174条)の中には、現実社会で機能している規定もあるものの、時代遅れとなりその妥当性を失っている規定もあり、判例においては短期消滅時効規定の適用の可否が問題となる微妙な事案においては、10年(167条1項)の時効期間が適用され易い傾向があることが指摘されている⁽³⁷⁾。また、商事消滅時効でさえ5年であることからすると(商522条)、わが国において時効期間を過度に短期化することには躊躇を覚える。

また、2重期間モデルを有する724条が多くの問題を抱えていることは周知のとおりである。たとえば、安全配慮義務の概念が724条前段の適用を回避するために用いられ、他方で、ドイツでは民法の問題の射程外と理解される問題、たとえば、後発性の薬害・アスベスト等による健康被害、戦後補償の問題が724条の範疇に含まれ、被害者の救済のために同条後段の解釈に関する努力が重ねられている。

このような現状に照らすと、わが国が必要とする消滅時効法のモデルはドイツのそれと同じ

ものとはいえないであろう。しかし、そうであるにしても、ドイツ新消滅時効法における「債権者と債務者の間の利益衡量」と「法的安定性の確保」の調和のあり方は、わが国の新たな消滅時効法の制度設計にとって大いに参考になるであろう。

- (1) 改正前のドイツ消滅時効法を概観する邦語文献として、岡本坦「ドイツの消滅時効制度について」比較22号(1961)21頁。改正全体に関する邦語文献として、半田吉信「ドイツにおける消滅時効法の改正作業(1)(2・完)」千葉16巻3号(2001)1頁以下、16巻4号(2002)45頁以下、半田吉信『ドイツ債務法現代化法概説』(信山社、2003)、加藤敬介「ドイツにおける新たな消滅時効法」法学ジャーナル(関西大学大学院)77号(2005)1頁以下、片山英一郎「ドイツ消滅時効法」早稲田大学大学院法研論集119号(2006)57頁以下、ベルリン自由大学・日本大学共同シンポジウム『法律学的対話におけるドイツと日本』(信山社、2006)所収の諸論文。
- (2) 瑕疵担保請求権に関する消滅時効の改正(新438条、638a条)の検討については、一般消滅時効法と同列に論じられないため、本稿の対象から除外する。
- (3) Peters/ Zimmermann, Bundesministerium der Justiz (Hrsg.), Gutachten und Vorschläge zur Überarbeitung des Schuldrechts, Bd. 1, 1981.この解説として、半田吉信「消滅時効法改正に関するペータース、ツィンマーマンの提案(1)(2)」下森定ほか『西ドイツ債務法改正鑑定意見の研究』(日本評論社、1988)。
- (4) Bundesministerium der Justiz, Abschlussbericht der Kommission zur Überarbeitung des Schuldrechts, 1992.この解説として、下森定=岡孝編『ドイツ債務法改正委員会草案の研究』(法政大学出版局、1996)。
- (5) Entwurf eines Gesetzes zur Modernisierung des Schuldrechts, BT- Drucks. 14/6040.S. 100 ff.
- (6) 政府草案に対する連邦参議院の意見表明について、BT-Drucks. 14/6857, S. 6 ff.これに対する政府の応答意見について、BT-Drucks. 14/6857, S.42ff.。法律委員会による政府草案の修正版について、BT- Drucks. 14/7052, S. 5 ff., 177ff.。
- (7) 旧規定について、ZEuP 2001, S. 400ff.,新規定について、ZEuP 2003, 895ff.。
- (8) Vgl.BT- Drucks. 14/6040, S. 96, 103.; BT-

- Drucks. 14/7052. S. 178.
- (9) ドイツ時効法改正作業部会の委員については、Canaris, Schuldrechtsmodernisierung 2002, 2002, S. X, Fn. 10.を、PECL 第4章の起草者については、Prüm and Zimmermann (eds.), Principle of European Contract Law Part III, 2003, p.X.を参照されたい。なお、これらについては、Zimmermann, The New German Law of Obligations, - Historical and Comparative Perspectives 2005, 123ff.,同書の翻訳として、ライハルト・ツィンマーマン〔野々村和喜訳〕「ドイツ新時効法とヨーロッパ契約法原則第14章」中田邦博監修・ライハルト・ツィンマーマン著『ヨーロッパ私法・契約法の展開とドイツ新債務法』（法律文化社、2008刊行予定）。
- (10) 旧法の消滅時効期間と起算点は次のとおりであった。通常の消滅時効期間は請求権の発生時から30年（旧195条）。日常取引に基づく請求権につき2年（旧196条）、定期給付の利息・賃料その他延滞額を目的とする請求権につき4年（旧197条）。旧196・197条所定の短期消滅時効の起算点は請求権が発生する年の年末であった（旧201条）。売買契約に基づく瑕疵担保請求権は、引渡・明渡時から6ヵ月（動産）、1年（不動産）（477条1項）、6週間（動物）（旧490条1項）、請負契約に基づく瑕疵担保請求権は、引取時から、6ヵ月（動産請負）、1年（不動産請負）、5年（土地工作物）（638条1項）と多様であった。また、不法行為に基づく損害賠償請求権につき、被害者が損害および賠償義務者を知った時から3年、行為の時から30年という2重の消滅時効期間が規定されていた（旧852条1項）。
- (11) BT-Drucks. 14/ 6040, S. 89ff.
- (12) Motive zu dem Entwurfe eines Bürgerlichen Gesetzbuches für das Deutsche Reich, Bd. I, 1896, S. 289, 291.; BT - Drucks. 14/ 6040, S. 95ff., 100.; MünchKomm/Grothe, Bd. 1, 4. Aufl., 2006, Vor §194Rn. 6 f.; Palandt/ Heinrichs, 67. Aufl, 2008, Überbl. v §194Rn. 7 ff.
- (13) BT-Drucks. 14/6040, S. 95f., 100, 107.
- (14) ドイツ新法とPECLはたしかに短期と長期の2重期間を有する点で共通するが、とりわけ長期の期間の意義が大きく異なっている。PECLのモデルでは、債権の履行期を起算点とする（14：203条1項）3年の消滅時効期間（14：201条）があり、この3年の期間は、各種停止事由によって、人身損害については最大30年、人身損害以外の請求権については最大10年までしか延長されない（14：307条。例外的に、訴え提起による停止や更
- 新事由がある場合はこれらの上限期間を超えて延長されることがある）。これに対して、ドイツ新法は最長期間を消滅時効とし、最長期間にもすべての停止・完成停止事由が適用され、さらに延長される可能性がある。この点で、PECLにおいては、一定期間経過後の権利関係の確定という法的安定性の確保が徹底されており、また、PECLは起算点を客観的起算点に統一し、請求権を基礎づける事情および債務者に関する債権者の不知は停止事由として構成することによって（14：301条）、規定の単純化・明確化が重視されている。
- なお、PECLのモデルは、Peters/Zimmermannが提案したモデル——通常の時効期間は2年、上限期間はすべての請求権について10年であるが——に忠実である。
- (15) BT-Drucks. 14/6040, S. 104f.
- (16) BT- Drucks. 14/7052, S. 180.
- (17) 連邦参議院および法律委員会において、重過失または故意による財産侵害に基づく損害賠償請求権の時効期間は新199条2項に含まれず、10年の最長の消滅時効に服することが批判されていた。Vgl. BT-Drucks. 14/7052, S. 172.
- (18) 肯定するものとして Staudingers/Peters, Bd. 1, 2004, §199Rn. 67; Christian Armbrüster, Die regelmässige Verjährungsfrist, insbesondere: die Kombination subjektiver und objektiver Elemente, in Kunig/Nagata (Hrg.), Deutschland und Japan im rechtswissenschaftlichen Dialog, S. 193, 195.,否定するものとして MünchKomm/Grothe, a. a.O (Fn. 12), §199Rn. 45, 47.
- (19) 2008年3月にドイツにて実施したヒアリング調査（10日：裁判官2名〔ハンブルク地方裁判所〕、11日：R. Zimmermann教授〔マックスプランク国際私法・比較法研究所〕、13日：D. Leenen教授およびH. Grothe教授〔ベルリン自由大学〕）において、アスベスト等の事例において30年以上経過してから損害が発生する場合には、新199条2項によれば妥当な解決が導けないのではないか、この場合に被害者保護の必要性についてどのように考えるのかについて質問したところ、このような事例は社会保障でカバーされ、また、そうでなくても、政治的に解決されるべき問題であるので、民法上の時効の問題として現れることはないとの回答を得た。
- (20) BR-Drucks. 96/08, S. 1, 25. IV 2 参照。
- (21) BT-Drucks. 14/6040, S. 106.
- (22) 日本民法典に定められる停止事由は、完成停止事由である。川島武宜編『注釈民法(5)総則(5)』（有斐閣、1967）139頁〔五十嵐清〕。

- (23) Peters/Zimmermann, a. a. O. (Fn. 3), S. 307f., 316f.
- (24) Zimmermann/Leenen/Mansel/Ernst, *Finis Litium? Zum Verjährungsrecht nach dem Regierungsentwurf eines Schuldrechtsmodernisierungsgesetzes*, JZ 2001, 695f.; Zimmermann, *Comparative Foundations of a European Law of Set-Off and Prescription*, 2002, S. 144f.
- (25) BGH, NJW 2001, 1723.
- (26) Zimmermann/Leenen/Mansel/Ernst, a. a. O. (Fn. 24), JZ 2001, 684, 697.; MünchKomm/Grothe, a. a. O. (Fn. 12), §208Rn. 4.
- (27) Larenz/Wolf, *AT des BGB*, 9. Aufl., 2004, §17R. 59, S. 313; MünchKomm/Grothe, a. a. O. (Fn. 12), §212Rn. 23.
- (28) Vgl. BGH, Urt. v. 26. 10. 1983, NJW 1984, 289, 290.
- (29) BGH, Urt. v. 3. 12. 1987, NJW 1988, 1259, 1260.
- (30) このような機能を指摘するものとして、Mansel, *Die Reform des Verjährungsrecht*, in Ernst/Zimmermann (Hrsg), *Zivilrechtswissenschaft und Schuldrechtsreform*, S. 333, 399.
- (31) この点については争いがあるが旧法が維持されている。Vgl. BT-Drucks. 14/7052, S. 179.ライナー・フランク〔常岡史子訳〕「所有権に基づく返還請求権の消滅時効」比較法学38巻2号(2005) 117頁以下。
- (32) BGH, Beschl. v. 2. 10. 2003, NJW 2004, 164.
- (33) Peters/Zimmermann, a. a. O. (Fn. 3), S. 264ff., 310f.は、被担保債権の消滅時効によって附従的担保権も消滅することを提案したが、旧223条1項の変更には至らなかった(BT-Drucks. 14/6040, S. 123)。
- (34) Zimmermann, a. a. O. (Fn. 24), 86ff.; Zimmermann, a. a. O. (Fn. 9), S. 129f.; 同書の翻訳として、ツィンマーマン〔野々村訳〕・前掲注(9)。
- (35) BGBI. 2004, 3214.
- (36) Entwurf eines Gesetzes zur Änderung des Erb- und Verjährungsrechts, BR-Drucks. 96/08, S. 1 ff.
- (37) 判例上、民事債権の時効期間について10年(167条1項)が原則化していると指摘するものとして、金山直樹「民法166条1項・167条(消滅時効)、173条・174条(短期消滅時効)」広中俊雄・星野英一編『民法典の百年II』(有斐閣、1998) 377頁以下、390頁以下。